





4月ニュース

2026年4月1日より自転車も交通反則通知制度開始！

★概要

- ・施行日：2026年4月1日
- ・対象者：16歳以上の自転車利用者（原付や電動キックボードの運転が可能な年齢に合わせ設定）
- ・対象違反：113種類の違反行為（重大事故につながる違反を重点的に取締り）
- ・自転車は運転免許不要の車両であるため、違反点数の対象外

★主な違反と反則金額

違反行為	取り締りする理由 ほか	反則金
スマホのながら運転 	スマホのながら運転は、まわりが見えにくくなり危険で、とっさの対応もできず事故につながるが多い。手に持つ、操作する、画面を注視するなどが取り締りの対象となります。	1万2千円
信号無視・逆走 	信号無視や車道を逆向きに走る「逆走」は交通の流れを乱す危険な行為で、とくに交差点では大事故の原因にもなります。赤信号で進行する、進行方向と逆の車線を走る、歩行者信号が青だからといって横断する（車道走行中は違反）	6千円
傘差し運転・イヤホン 	片手で傘を差していたり、音楽を聴きながら運転したりしていると、運転操作の遅れや音が聞こえず危険を察知できないことがあり事故のリスクがとて高くなります。傘を差して片手運転、イヤホンで音楽を聴きながら走行、音漏れでまわりが聞こえない状態などが対象となります。	5千円
二人乗り・並走 	二人乗りや並んで走る行為は、バランスを崩しやすく、周囲との接触事故につながりやすいです。狭い道や通学路での接触事故を招きやすく、不意に事故が起きる原因になります。友達と並んでしゃべりながら走る、小さな子を自転車のカゴにのせる、一人用の自転車に二人で乗る行為などが対象となります。	3千円

自転車の飲酒運転でも免許停止になりませんので、自転車の酒気帯び運転も罰則強化されます。免許を持っている方は運転免許停止処分の対象になりません。